

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

○ 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）	1
○ 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第四条関係）	46
○ 刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）（附則第四条関係）	48

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 国が国家公務員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十五条）</p> <p>第二章 国内旅行の旅費（第十六条―第三十条）</p> <p>第三章 外国旅行の旅費（第三十一条―第四十五条の二）</p> <p>第四章 雑則（第四十六条―第四十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 国が国家公務員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の法律に特別の定めがある場合を除く外、この法律の定めるところによる。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 内閣総理大臣等 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第五号から第四十一号までに掲げる職員並びに各庁の長が財務大臣に協議して定め</p>

(削る)

二 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び財務省令で定めるその附属の島の存する領域をいう。次号及び次条第二項において同じ。）における旅行をいう。

三 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号及び次条第二項において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

四 出張 職員が公務のため一時その在勤官署（常時勤務する在勤官署のない場合又は各庁の長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

五 (略)

六 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(削る)

七 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻

るこれらに相当する職務にある者をいう。

三 指定職の職務 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員の職務及び各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務をいう。

四 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び財務省令で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

五 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

六 出張 職員が公務のため一時その在勤官署（常時勤務する在勤官署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

七 (略)

八 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

九 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

十 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並び

関係と同様の事情にある者を含む。次条第二項において同じ。）
、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員
と生計を一にしていた他の親族をいう。

八 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二
百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）そ
の他の政令で定める者（以下この号において「旅行者等」とい
う。）であつて、国と旅行役務提供契約（旅行者等が国に対し
て旅行に係る役務その他の政令で定めるものを旅行者に提供する
ことを約し、かつ、国が当該旅行者等に対して当該旅行に係る
旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第八
項において同じ。）を締結したものをいう。

（削る）

（削る）

（旅費の支給）

第三条 （略）

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれか
に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する
。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を

に職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（新設）

2 この法律において「何級の職務」という場合には、一般職の職員
の給与に関する法律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表
（一）による当該級の職務及び行政職俸給表（一）の適用を受けない者につ
いて各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務をい
うものとする。

3 この法律において「何々地」という場合には、本邦にあつては市
町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区
の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうも
のとする。但し、「在勤地」という場合には、在勤官署から八キロ
メートル以内の地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第三条 （略）

2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する
場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を

含む。）、失職又は休職（以下この号及び第四号並びに次項において「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

二〇六（略）

七 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は政令で定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

八 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条の規定により休暇帰国を許された者が在勤地と本邦との間を旅行する場合には、当該職員

三〇五（略）

6 第一項、第二項及び前二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第三項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他政令で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で財務省令で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他政令で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で財務省令で定める金額を旅費として支給することができる。

8

第一項、第二項及び第四項から第六項までに規定する場合において、国が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべ

含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

二〇六（略）

七 外国在勤の職員の配偶者が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第三十八条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

八 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の定めるところにより休暇帰国を許された者が在勤地と本邦との間を旅行する場合には、当該職員

三〇五（略）

6 第一項、第二項及び前二項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で財務省令で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他財務大臣が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で財務省令で定める金額を旅費として支給することができる。

（新設）

き金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

一・二 (略)

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に財務省令で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をすゝいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(削る)

(旅行命令等)

第四条 左の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、各庁の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

一・二 (略)

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第五条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をすゝいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項、様式その他の必要な事項

(旅行命令等に従わない旅行)

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をしないにもかかわらず、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(旅費の計算)

第六条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして政令で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

は、財務省令で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等（前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をしないにもかかわらず、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に

(削る)

- 6 応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
 - 7 日当は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。
 - 8 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。
 - 9 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。
 - 10 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
 - 11 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
 - 12 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
 - 13 支度料は、本邦から外国への及び外国相互間の出張又は赴任について、定額により支給する。
 - 14 旅行雑費は、外国へのお出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。
 - 15 死亡手当は、第三条第二項第五号又は第七号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。
 - 16 内国旅行のうち第二十六条第一項に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。
 - 17 外国旅行のうち第四十一条第一項に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する。
- (旅費の計算)
- 第七条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(削る)

第八条 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 | 前項但書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。

3 | 第三条第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第一項但書及び前項の規定により計算した日数による。

(削る)

第九条 旅行者が同一地域（第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の一に相当する額、滞在日数六十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の二に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 | 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(削る)

第十条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(削る)

第十一条 一日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のう

(削る)

(旅費の請求手続)

第七条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出をする会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十四条第四項に規定する支出官（同法第四十六条の三第一項の規定により支出官の事務を代理する職員及び同法第四十八条第一項の規定により支出官の事務を行う都道府県の知事又は知事の指定する職員を含む。）又は同法第十七条の規定により資金の交付を受ける職員であつて当該旅費若しくは当該金額の支払をする者（以下この条並びに第十条第一項及び第二項において「支出官等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請

ちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第十二条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第十三条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出官等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2～4 (略)

5 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。

6 (略)

7 第一項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第二項及び第三項に規定する期間並びに第四項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、財務省令で定める。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2～4 (略)

5 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。

6 (略)

7 第一項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第二項及び第三項に規定する期間並びに第四項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、財務省令で定める。

第十四条 削除

(証人等の旅費)

第十五条 第三条第四項又は第五項の規定により支給する旅費は、他の法律に特別の定がある場合を除く外、各庁の長が財務大臣に協議して定める旅費とする。

第二章 国内旅行の旅費

(鉄道賃)

第十六条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

一 その乗車に要する運賃

二 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、

前号に規定する運賃のほか、急行料金

三 内閣総理大臣等及び指定職の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第二号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの

二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの

3 第一項第四号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第十七条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）^一、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び指定職の職務にある者については、上級の運賃

ロ 二級以上の職務にある者については、中級の運賃

ハ 一級の職務にある者については、下級の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次

(削る)

に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び指定職の職務にある者については、上級の運賃

ロ 十級以下の職務にある者については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

五 内閣総理大臣等及び指定職の職務にある者が第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第十八条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第十九条 車賃の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十二条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して

(削る)

(削る)

計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第二十条 日当の額は、別表第一の定額による。

2 鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもってそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第二十一条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第一の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第二十二条 食卓料の額は、別表第一の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(移転料)

第二十三条 移転料の額は、左の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第一の定額による額
- 二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額
- 三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第二十四条 着後手当の額は、別表第一の日当定額の五日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第二十五条 扶養親族移転料の額は、左の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転

(削る)

(削る)

の際における年齢に従い、左の各号に規定する額の合計額

イ 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額

ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額

ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額。

但し、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。

二 前号の規定に該当する場合を除く外、第二十三条第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）をこえることができない。

三 第一号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 | 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第二十六条 第六条第一項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅

(削る)

行は、左に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて財務大臣が指定するものとする。

一 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

二 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

三 前二号に掲げる旅行を除く外、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、各庁の長が財務大臣に協議して定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第二十七条 在勤地内における旅行については、左の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。

一 旅行が行程八キロメートル以上又は引き続き五時間以上にわたる場合には、別表第一の日当定額の二分の一以内において財務省令で定める基準に従い、各庁の長が定める額の日当

二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊する場合には、別表第一の宿泊料定額の二分の一に相当する額の宿泊料

三 第二十八条第一項第二号又は第三号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第二十八条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道

(削る)

(削る)

賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

一 鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合には、第十六条、第十七条又は第十九条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

二 前号の規定に該当する場合を除く外、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額をこえる場合には、そのこえる部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

三 赴任を命ぜられた職員が、職員のための国設宿舍に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第一の鉄道五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）の移転料。但し、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 | 第二十条第三項の規定は、前項第一号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第二十九条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に退職等となつた場合には、左に規定する旅費

イ 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

(削る)

(削る)

ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

二 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 | 本邦に出張中の外国在勤の職員が第三条第二項第一号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費の外、第四十四条第一項第三号ロ又は第四号及び第五号並びに第二項の規定に準じて計算した旅費とする。

(遺族の旅費)

第三十条 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 | 本邦に出張中の外国在勤の職員が第三条第二項第二号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 | 遺族が前二項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二項第一項第九号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

4 | 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十五条第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住

(削る)

(削る)

(削る)

する場合には、本邦における外国への出発地) までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第三章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第三十一条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。但し、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

2 前項本文の場合において、第二十五条第一項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。

(鉄道賃)

第三十二条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び指定職の職務又は七級以上の職務にある者については、最上級の運賃

ロ 六級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級

(削る)

の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

四 内閣総理大臣等又は指定職の職務若しくは七級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

五 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第三十三条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等についてはその階級内の最上級の運賃、指定職の職務又は七級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、六級以下二級以上の職務にある者については指定職の職務又は七級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、一級の職務にある者については最下級の運賃

ロ 最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、内

(削る)

閣総理大臣等についてはその階級内の上級の運賃、指定職の職務又は七級以上の職務にある者については中級の運賃、六級以下の職務にある者については下級の運賃

ハ 最上級の運賃を二に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等についてはその階級内の上級の運賃、その他の者については下級の運賃

二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

三 内閣総理大臣等又は指定職の職務若しくは七級以上の職務にある者が公務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前二号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第三十四条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務にある者であつて一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受けるものうち同表の六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの（同表の七号俸又は六号俸の俸給月額を超過する者）は、各号の長が財務大臣に協議して定めるものに限る。以下この号において「特定指定職在職者」という。）及び指定職の職務にある者であつて同表の適用を受けないものうち各号の長が財務大臣に協議して定める特定指

定職在職者に相当するものについては、最上級の運賃

ロ 指定職の職務にある者（イに該当する者を除く。）は、七級以上の職務にある者及び長時間にわたる航空路による旅行として財務省令で定めるもの（以下「特定航空旅行」という。）をす
る六級又は五級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

ハ 六級以下の職務にある者（ロに該当する者を除く。）については、ロに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務又は七級以上の職務にある者及び特定航空旅行をする六級又は五級の職務にある者については、上級の運賃

ロ 六級以下の職務にある者（イに該当する者を除く。）については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 | 四 内閣総理大臣等又は指定職の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃
車賃の額は、実費額による。

（日当、宿泊料及び食卓料）
第三十五条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第二の定額による。

2 | 第三十二条第五号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第二の定額の十分の七に相当する額による。

（削る）

(削る)

3 | 食卓料の額は、別表第二の定額による。

4 | 第二十条第二項及び第三項、第二十一条第二項並びに第二十二条第二項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(移転料)

第三十六条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第二の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する額による。

一 | 二人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、一人をこえる者ごとにその百分の十五に相当する額を加算した額

二 | 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその百分の十に相当する額を加算した額

三 | 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として財務省令で定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前二号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあつては定額の百分の四十五に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の百分の三十五に相当する額の範囲内においてそれぞれ財務省令で定める額に相当する額を加算した額

2 | 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第一号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の二分の一に相当する額による。

3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第三十八条第一項第二号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があつた日における居住地（当該扶養親族が二人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、財務省令で定める扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第一項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。

4 第二十五条第一項第三号及び第二項の規定は、前三項の規定による移転料の額の計算について、第二十三条第二項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

（着後手当）

第三十七条 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第二の日当定額の十日分及び宿泊料定額の十夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第三十八条 扶養親族移転料は、左の各号の一に該当する場合に支給する。

- 一 赴任の際各庁の長の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。
- 二 外国に在勤中各庁の長の許可を受け、同一在勤地について一回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。
- 三 本邦から外国に赴任後各庁の長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に一回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

（削る）

（削る）

(削る)

2| 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合における扶養親族移転額の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、左の各号に規定する額の合計額による。

一| 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料、着後手当及び支度料の三分の二に相当する額

二| 十二歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額

三| 十二歳未満の子については、前号に規定する額の二分の一に相当する額

3| 第一項第三号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第二十五条第一項第一号の規定に準じて計算した額による。

4| 第二十五条第一項第三号及び第二項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(支度料)

第三十九条 支度料の額は、出張及び赴任の区分並びに出張にあつてはその旅行期間に応じた別表第二の定額による。

2| 本邦から外国に出張又は赴任を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

3| 外国在勤の職員が他の外国に出張又は赴任を命ぜられた場合にお

いて支給する支度料の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、前に受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(旅行雑費)

第三十九条の二 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第四十条 死亡手当の額は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合には別表第二の定額により、同項第七号の規定に該当する場合にはその定額の二分の一に相当する額による。ただし、旅行中に死亡した場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、本文の規定による額の十分の八に相当する額による。

2 職員が第三条第二項第五号の規定に該当し、且つ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、左の各号に規定する額による。

一 職員が出張中に死亡した場合には、当該職員の本邦における所属庁（各庁の長の在勤官署をいう。以下同じ。）所在地（所属庁がない場合には、東京都。以下同じ。）を旧在勤地とみなして第三十条第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額

二 職員が赴任中に死亡した場合には、当該職員の本邦における所属庁所在地を新在勤地とみなして第三十条第一項第二号の規定に準じて計算した旅費の額

3 外国在勤の職員の配偶者が第三条第二項第七号の規定に該当し、且つ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第一項の規定にかかわらず、左の各号に規定

(削る)

(削る)

する額による。

- 一 配偶者が第三十八条第一項第一号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額
- 二 配偶者が第三十八条第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第一号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額
- 4 第三十条第三項の規定は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第四十一条 第六条第一項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅行は、捕鯨監督又は漁業監視のための旅行その他旅行先の特別の事情に因り別表第二の定額による旅費を支給することを適当でないと認めて財務大臣が指定する旅行とする。

2 旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、そのつど各庁の長が財務大臣に協議して定める。但し、その額は、当該旅行の性質に応じ、第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第四十二条 第二十七条（日額旅費及び移転料に関する部分を除く。）の規定は、外国の在勤地内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同条第一号及び第二号中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、同条第三号中「第二十八条第一項第二号又は第三号」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条第一項第一号又は第二号の規定」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第四十三条 第二十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定は、外国の在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第十六条、第十七条又は第十九条」とあるのは、「第三十二条、第三十三条又は第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

(退職者等の旅費)

第四十四条 第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、左に規定する旅費

イ 退職等の日の翌日から退職等を知つた日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、左に規定する旅費

ハ 退職等を知つた日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。但し、日当については三十日分、宿泊料については三十夜分をこえることができない。

ニ 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から旧所属庁所在地までの前職務相当の旅費(着後手当を除く。)

二 職員が外国の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、且つ、出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

三 外国在勤の職員が本邦の出張地において退職等となつた場合に

(削る)

において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、左に規定する旅費

イ 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料

ロ 退職等を知った日の翌日から三月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地から旧所属庁所在地までの前章の規定による前職務相当の旅費

四 外国在勤の職員が外国又は本邦の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰つた後当該退職等に伴う旅行をしたときは、左に規定する旅費

イ 外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第一号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

ロ 本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

ハ 退職等を知つた日の翌日から一月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰つた場合に限り、イ又はロに規定する旅費の外、左に規定する旅費

（一） 退職等を知つた日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた第三十五条第一項又は第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料。但し、日当については十五日分、宿泊料については十五夜分をこえることができない。

（二） 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費（支度料を除く。）

（三） 旧在勤地に到着した日の翌日から二月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旧在勤地に到着した日を退職等

を知つた日とみなして第一号口の規定に準じて計算した旅費
五 外国在勤の職員が第二号又は第三号の規定に該当する場合にお
いて、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があ
るときは、当該各号に規定する旅費の外、旧在勤地から旧所属庁
所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当
に相当する部分を除く。）

2 各庁の長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項
第一号口、第三号口又は第四号口に規定する期間を延長することが
できる。

3 第一項第二号から第四号までの規定に該当する場合を除く外、職
員が外国旅行の途中において退職等となつた場合において第三条第
二項第四号の規定により支給する旅費は、前二項の規定に準じ財務
省令で定める。

（遺族の旅費）

第四十五条 第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、職員
の旧在勤地から旧所属庁所在地までの前職務相当の移転料及び扶養
親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）並びに旧所属庁所
在地を居住地とみなして第三十条第四項の規定に準じて計算した旅
費とする。

（休暇帰国の旅費）

第四十五条の二 第三条第二項第八号の規定により支給する旅費は、
職員の在勤地と本邦における所属庁所在地間の往復について出張の
例に準じて計算した旅費とする。ただし、六級又は五級の職務にあ
る者が運賃の等級を三以上の階級又は二階級に区分する航空路によ
る特定航空旅行をする場合における航空賃の額については、第三十
四条第一項第一号口及び第二号イの規定にかかわらず、同項第一号

（削る）

（削る）

(削る)

(旅費の調整)

第八条 各庁の長は、旅行者が国以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第九条 (略)

(旅費の返納)

第十条 支出官等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出官等は、前項に規定する返納に代えて

ハ又は第二号ロに規定する運賃によるものとする。

2 前項の場合において、職員が当該休暇帰国に際し、扶養親族を随伴するときは、第三十八条第二項の規定に準じて計算した旅費（着後手当及び支度料に相当する部分を除く。）に相当する額を前項の旅費に加算して支給する。

第四章 雑則

(旅費の調整)

第四十六条 各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第四十七条 (略)

(新設)

、当該支出官等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、財務省令で定める。

(財務大臣の監督)

第十一条 財務大臣は、この法律の適正な執行を確保するため、各庁の長に対して、この法律の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの法律の執行について必要な措置を求めることができる。

(財務省令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による旅費の支給の手續その他この法律の実施のため必要な事項は、財務省令で定める。

附 則

1～4 (略)

(削る)

(削る)

(新設)

(実施規定)

第四十八条 この法律の実施のための手續その他その執行について必要な事項は、財務省令で定める。

附 則

1～4 (略)

5 国会閉会中において、外国為替相場の変動、物価の改訂等の事由に因り緊急に旅費の定額を改訂する必要を生じたときは、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、政令をもつて臨時に旅費の定額を改訂することができる。

6 旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして財務省令で定める地域である場合における外国旅行の日当、宿泊料及び支度料に係る別表第二の定額は、当分の間、同表に定める額(日当及び宿泊料については、同表の甲地方について定める額とする。)の十分の八に相当する額とする。

(削る)

別表第一 国内旅行の旅費（第二十条―第二十四条、第二十七条、第二十八条関係）

一 日当、宿泊料及び食卓料

二級以下の職務に	六級以下三級以上の職務にある者	七級以上の職務にある者	指定職の職務にある者	内閣総理大臣等		区分
				内閣総理大臣及び最高裁判所長官	その他の者	
一、七〇	二、二〇〇円	二、六〇〇円	三、〇〇〇円	三、三〇〇円	三、八〇〇円	日当（一日につき）
八、七〇	一〇、九〇〇円	一三、一〇〇円	一四、八〇〇円	一六、五〇〇円	一九、一〇〇円	宿泊料（一夜につき）
七、八〇	九、八〇〇円	一一、八〇〇円	一三、三〇〇円	一四、九〇〇円	一七、二〇〇円	
一、七〇	二、二〇〇円	二、六〇〇円	三、〇〇〇円	三、三〇〇円	三、八〇〇円	食卓料（一夜につき）

ある者	〇円	〇円	〇円	〇円
-----	----	----	----	----

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移転料

区分	内閣総理大臣等	指定職の職務又は七級以上の職務にある者	六級以下	四級以上	の職務に
鉄道五十キロメートル未満	一五三、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
鉄道五十キロメートル以上	一七七、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
鉄道百キロメートル以上	二一八、〇〇〇円	一七八、〇〇〇円	一五二、〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
鉄道三百キロメートル以上	二六九、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	一八七、〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円

〇〇〇〇円 二四八、	〇〇〇〇円 二九二、	〇〇〇〇円 三五六、	満 一 ト ル 未	キ ロ メ ー ト ル 以 上 千 キ ロ メ ー ト ル 未	鉄 道 五 百 キ ロ メ ー ト ル 以 上	あ る 者 の 職 務 に あ る 者	三 級 以 下 の 職 務 に あ る 者	あ る 者
〇〇〇〇円 二六一、	〇〇〇〇円 三〇六、	〇〇〇〇円 三七五、	未 満	メ ー ト ル 五 百 キ ロ メ ー ト ル	鉄 道 千 キ ロ メ ー ト ル 以 上	〇〇〇〇円 九三、〇		
〇〇〇〇円 二七九、	〇〇〇〇円 三二八、	〇〇〇〇円 四〇一、	ル 未 満	上 二 千 キ ロ メ ー ト ル	鉄 道 千 五 百 キ ロ メ ー ト ル 以 上	〇〇〇〇円 一〇七、		
〇〇〇〇円 三三四、	〇〇〇〇円 三八一、	〇〇〇〇円 四六五、		ト ル 以 上 キ ロ メ ー ト ル	鉄 道 二 千 キ ロ メ ー ト ル 以 上	〇〇〇〇円 一三二、		
						〇〇〇〇円 一六三、		

(削る)

〇〇〇〇円	二二六、
〇〇〇〇円	二二七、
〇〇〇〇円	二四三、
〇〇〇〇円	二八二、

備考

路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルを
もつて鉄道一キロメートルとみなす。

別表第二 外国旅行の旅費（第三十五条―第三十七条、第三十九条、

第四十条、第四十一条関係）

一 日当、宿泊料及び食卓料

区分	内閣総 理大臣 等		
	内閣総 理大臣 等及び特 命全権大 使	国務大臣	最高裁判 所長官
日 当（一日につき）	指定都市	一三、一〇〇円	一〇、五〇〇円
	甲地方	一一、一〇〇円	八、七〇〇円
	乙地方	八、九〇〇円	七、〇〇〇円
	丙地方	八、一〇〇円	六、三〇〇円
その他の者	指定都市	九、四〇〇円	七、九〇〇円
	甲地方	七、九〇〇円	六、三〇〇円
	乙地方	六、三〇〇円	五、七〇〇円
	丙地方	五、七〇〇円	五、七〇〇円

宿泊料（一夜につき） 食卓料（一夜につき）	指定都市	〇〇〇円 三二、二	〇〇〇円 四〇、二
	甲地方	〇〇〇円 二六、八	〇〇〇円 三三、五
	乙地方	〇〇〇円 二一、五	〇〇〇円 二六、九
	丙地方	〇〇〇円 一九、三	〇〇〇円 二四、二
		〇〇〇円 八、六〇	〇〇〇円 一〇、一

指定職の職務にある者	七級以上の職務にある者	六級以下三級以上の職務にある者	二級以下の職務にある者
八、三〇 〇円	七、二〇 〇円	六、二〇 〇円	五、三〇 〇円
七、〇〇 〇円	六、二〇 〇円	五、二〇 〇円	四、四〇 〇円
五、六〇 〇円	五、〇〇 〇円	四、二〇 〇円	三、六〇 〇円
五、一〇 〇円	四、五〇 〇円	三、八〇 〇円	三、二〇 〇円

〇〇円 一六、一	〇〇円 一九、三	〇〇円 二二、五	〇〇円 二五、七	〇〇円 二九、〇
〇〇円 一三、四	〇〇円 一六、一	〇〇円 一八、八	〇〇円 二一、五	〇〇円 二四、二
〇〇円 一〇、八	〇〇円 一二、九	〇〇円 一五、一	〇〇円 一七、二	〇〇円 一九、四
〇円 九、七〇	〇〇円 一一、六	〇〇円 一三、五	〇〇円 一五、五	〇〇円 一七、四
〇円 四、八〇	〇円 五、八〇	〇円 六、七〇	〇円 七、七〇	〇円 八、〇〇

備考

一 この表及び三の表において国務大臣等とは、国務大臣及びその任免につき天皇の認証を要するその他の職員のうち国務大臣の受ける俸給月額に相当する俸給月額又は報酬月額を受ける者をいう。

二 指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める

の職務に 四級以上 六級以下 ある者	指定職の 職務又は 七級以上 の職務に ある者	内閣総理 大臣等	区 分
	一四一、 〇〇〇円	一七五、 〇〇〇円	鉄道百キ ロメートル 未満
	一八八、 〇〇〇円	二三三、 〇〇〇円	鉄道百キ ロメートル 以上五 百キロメ ートル未 満
	二六九、 〇〇〇円	三三一、 〇〇〇円	鉄道五百 キロメー トル以上 千キロメ ートル未 満
二七六、 〇〇〇円	三三八、 〇〇〇円	四一六、 〇〇〇円	鉄道千キ ロメートル 以上千 五百キロ メートル 未満

二 移転料

につき定める定額とする。

三 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方

の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方

〇〇〇円 三四八、	〇〇〇円 四二五、	〇〇〇円 五二五、	ル未満 ロメートル 上二千キ ートル以 百キロメ 鉄道千五	ある者 の職務に 三級以下	ある者
〇〇〇円 四二八、	〇〇〇円 五二一、	〇〇〇円 六四四、	未満 メートル 五千キロ トル以上 キロメー 鉄道二千	〇〇円 九五、〇	
〇〇〇円 四七一、	〇〇〇円 五七五、	〇〇〇円 七一一、	未満 メートル 一万キロ トル以上 キロメー 鉄道五千	〇〇〇円 一二六、	
〇〇〇円 五一四、	〇〇〇円 六二八、	〇〇〇円 七七五、	トル未満 キロメー 一万五千 トル以上 キロメー 鉄道一万	〇〇〇円 一八〇、	
〇〇〇円 五五六、	〇〇〇円 六八〇、	〇〇〇円 八四〇、	トル未満 キロメー 以上二万 メートル 五千キロ 鉄道一万	〇〇〇円 二二六、	

〇〇〇〇 六〇一、 円	〇〇〇〇 七三四、 円	〇〇〇〇 九〇六、 円	鉄道二万 キロメー トル以上	〇〇〇〇 二八五、 円	
				〇〇〇〇 三五〇、 円	
				〇〇〇〇 三八六、 円	
				〇〇〇〇 四二一、 円	
				〇〇〇〇 四五六、 円	

四九三、
〇〇〇円

備考

路程の計算については、水路及び陸路一キロメートルをもつて
それぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

三 支度料及び死亡手当

指定職の職務にあ	内閣総 理大臣 等				区 分		出 張	支 度 料
	その 他の 者	使 命 全 權 大	等 及 び 特 任	国 務 大 臣	所 長 官	最 高 裁 判 官		
八六、二	八〇〇円 一〇七、	五八〇円	一一八、	三六〇円	一二九、	一月未 満	旅行期 間	支 度 料
一〇四、	九〇〇円 一三〇、	九九〇円	一四三、	〇八〇円	一五七、	三月未 満	一月以 上	支 度 料
一一三、	〇〇〇円 一五四、	四〇〇円	一六九、	八〇〇円	一八四、	三月以 上	旅行期 間	支 度 料
二〇〇、	〇〇〇円 二五〇、	〇〇〇円	三〇〇、				赴 任	支 度 料

一級の職務にある者	二級の職務にある者	三級の職務にある者	五級又は四級の職務にある者	六級の職務にある者	八級又は七級の職務にある者	九級以上の職務にある者	る者
	五三、九〇〇円		六一、九〇円	六六、〇三〇円	七〇、〇七〇円	七八、一六〇円	四〇円
	六五、四五〇円		七五、二七〇円	八〇、一八〇円	八五、〇九〇円	九四、九一〇円	七二〇円
	七七、〇〇〇円		八八、五五〇円	九四、三三〇円	一〇〇、一〇〇円	一一一、六五〇円	二〇〇円
八〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	〇〇〇円

--

〇〇〇〇 四 〇〇〇、 円	〇〇〇〇 四 六〇、 円	〇〇〇〇 四 九〇、 円	〇〇〇〇 五 二〇、 円
------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

改 正 案	現 行
<p>（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）</p> <p>第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の關係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 当事者等（当事者若しくは事件の關係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）</p>	<p>（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）</p> <p>第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の關係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 当事者等（当事者若しくは事件の關係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）</p>
<p>（傍線の部分は改正部分）</p> <p>（一）旅行が本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）第二条第二号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所と出頭した場所を管轄す</p>	<p>（傍線の部分は改正部分）</p> <p>（一）旅行が本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）第一条第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所と出頭した場所を</p>

五
十八
(略)

ロ・ハ (略)

(2) (略)

額

る簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額

五
十八
(略)

ロ・ハ (略)

(2) (略)

額

管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額

○ 刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額）</p> <p>第六条 証人等の本邦（<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）</u>第二条第二号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参酌して、裁判所が相当と認めるところによる。</p>	<p>（証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額）</p> <p>第六条 証人等の本邦（<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）</u>第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参酌して、裁判所が相当と認めるところによる。</p>